

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会(第8回)

第1 日 時 令和6年1月25日(木) 午後3時～午後5時

第2 場 所 法務省会議室(オンライン併用)

第3 出席者(敬称略)

(座長)

山本和彦

(委員)

東貴裕、小川新志、小原淳見、高取芳宏、中山紘行

(関係府省庁)

南部晋太郎内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)、松本剛法務省大臣官房国際課長、吉川尚文経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長、宮崎文康法務省大臣官房国際課付

(オンライン出席)

内閣府

第4 議事概要

1 意見交換

○山本座長 皆さんこんにちは。それでは、本日の研究会の議論に入りたいと思います。前回、前々回の研究会において、論点整理とヒアリング結果概要という資料に基づいて委員の皆様は種々御議論いただいたわけですが、前回から本日までの間に事務局において、この論点整理とヒアリング結果概要の章立てに従って、皆さんの御議論の内容を要約した報告書案というものを作成して、さらに、期日間で委員の皆様からも御意見を頂戴し、その報告書案に皆さんの御意見を反映したものが、本日の資料として配布されているということでもあります。

本日の研究会におきましては、この報告書案について、更に御意見があれば頂いて、報告書の最後の議論ということで、本日取りまとめをしたいというふうに考えておりますし、今回が最終回ということになりますので、御意見があればぜひ頂ければというふうに考えております。本日はそのように進めるということによろしくございましょうか？

(異議なし)

○山本座長 それでは、そういう形で進めさせていただきたいと思いますので、この報告書案に基づいて、順次、冒頭の第1のところから区切りながら御意見を確認させていただきたいというふうに思います。

まず、資料1ページ第1「はじめに」の部分。これは、この研究会の経緯について記載した部分であります。この点につきまして何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。これは客観的な事実ということですので。

(異議なし)

○山本座長 それでは、続きまして第2、我が国における国際仲裁活性化のビジョンと戦略というところでありますが、その内の1、本日の研究会における議論の概要です。資料でいえば1ページから4ページの真ん中の辺りまでですが、この部分につきまして御意見があればお伺いしたいと思います。東委員、どうぞ。

○東委員 東でございます。事前に少しやりとりを法務省さんともさせていただいたところで、確認だけなのですが、アジアでの国際仲裁を活性化させるのだというところにつきまして「とりわけ東南アジア」というふうに書いていただいております。確かに過去の議論の中でも、例えば、私からベトナムで執行ができるのかとか、そういうことを申し上げたのですが、殊更その「とりわけ」という必要があるかということと、例えば、東南アジア全般のように書いてしまうと、当然ながら例えばシンガポール等も含めてある中で、そういう国もあるというふうに決め付けないような言い方をした方がよいのではないかと、思いました。あるいは東南アジアを「とりわけ」と言わずとも、他のインド等々の南アジアですとか、中央アジアといった所でも国際仲裁に関する課題はあろうかと思っておりますので、こだわるわけでは全くないのですが、ここを書いた方がよいのかということについてコンセンサスがあるのかというのは確認できればと思いました。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、小原委員、今の点についていかがでしょうか。

○小原委員 ありがとうございます。小原でございます。私も経緯はよく存じ上げないまま、文言の流れだけを調整する観点からいろいろコメントをさせていただいているのですが、おそらく日本企業が比較的接点が多い地域という趣旨でアジアというふうにお書きになったのだと思います。そこであえて東南アジアに限定する必要がないというのは私も全く同感でございますが、そもそもアジアに限定することになった経緯について御存じの方がいらしたら御説明いただけると有り難いです。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、事務局の方からお願いいたします。

○宮崎課付 小原先生に頂いたコメントのアジアに限定することはあったのかという点ですが、5 ページ目の5 行目にございますように、世界、とりわけアジアにおける国際仲裁の普及を図り、というふうな形になっておりまして、この部分は特段アジア以外を排除していて、アジアに限定しているというような趣旨での記載にはしてないつもりではございました。それで、その中で、正に冒頭の方で御言及いただいたように、その中でも日本の属しているアジアというところで書かせていただいているところかというふうに理解しているところでございます。

○山本座長 その「とりわけ東南アジア」というところはいかがでしょうか。

○田中官房付 中山委員の方から東南アジアの中小企業の取引が多いという論点がございましたので、その趣旨で案として提出させていただいた次第ですが、今の御意見を踏まえまして、また座長の方と最終的な取りまとめの方で今後も調整させていただければと思っております。

○山本座長 ありがとうございます。アジアというのは、結構全体に出てきていて、これを全部変えるとしたら結構大変かと思うのですが、東南アジアは変えるとなると、先ほど御指摘があった5 ページの8 行目ぐらいですか、③となっているところも、アジア、とりわけ東南アジアという表現が出てくるので、この辺りも平仄を合わせる必要はあるかと思えます。他にもあるかもしれませんが。それでは、この点は小原委員の御意見も含めて検討してまいりたいというふうに思えます。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

他にこの第2 の1 についてお気づきの点がございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか？

(異議なし)

○山本座長 ありがとうございます。それでは、第2 の1 については、御指摘いただいたところもありますが、以上ということにしたいと思います。

続きまして、今度は4 ページの「2 本実務研究会として考える今後の方向性」で、5 ページの下ぐらいまで続いています。第1 の2 につきまして、お気づきの点等あれば御指摘を頂ければと思います。よろしいでしょうか。ここまでは総論的な部分ですが。

(異議なし)

○山本座長 それでは、よろしければ、次に各論のところですか。第3「我が国における国際仲裁の振興策」。その内、「1 我が国が仲裁地として国内外のユーザーに選ばれるために必要な国際的な評価向上のための環境整備」とあるこの1の点、5ページから7ページの上辺りまでのところですが、この部分につきまして御指摘があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、今度は「2 国内外の意識啓発・広報」という部分です。これが7ページから9ページの上のところまでのところですが、この意識啓発・広報の点につきまして、御指摘いただく点があればお願いしたいと思います。これもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山本座長 ありがとうございます。

続いて、それでは「3 人材育成」。9ページの上から下のところまでですが、この「3 人材育成」の部分について何かございましたらお願いしたいと思います。東委員、どうぞ。

○東委員 一つ戻ってしまって恐縮なのですが、9ページの上のところにASEAN地域という言葉がありまして、先ほどと同じ問題だと思うのですが、もしアジアとする場合に、ここをどうお書きいただくかを御検討いただく必要があるかと思います。

○山本座長 ありがとうございます。その点も先ほどの部分についてどうするかということとの関連で考えてみたいというふうに思います。7ページの下辺りにも、よく見るとアジア、とりわけ東南アジアという表現がありますが、その辺りに関して、どういう取扱いにするか考えさせていただきたいと思います。「3 人材育成」の部分について。小川委員、どうぞ。

○小川委員 中身の問題というよりも、形式的なところなのですが、(2)の上のところでの期日間で新たに加わったグローバルスタンダードの国際仲裁実務という形で、実務

の内容をそういう形で限定をしている関係で、(2)の②がこの文章に連動しているのかというふうに思っています、もしそうであれば、このコモンローの法体系や実務のこの実務というのも同じような形でこのグローバルスタンダードの国際仲裁ということを入れるべきではないかということをおもいましたので、その他の記載箇所との平仄を合わせるという意味で御検討いただければと思います。

○山本座長 そうですね。このコモンローの法体系や実務の、実務のところを上に合わせて。高取委員、どうぞ。

○高取委員 高取です。正に御指摘のとおりで、これは上の「グローバルスタンダードの国際仲裁」については、確か提案したのは私だと思うのですが、今、主に広がっているコモンロー体系だけに集中するのは少々抵抗があって、例えば、CIArb 等でも IBA 証拠規則にしても、結構シビルロー型とコモンロー型のハイブリッド的なものとか、主流になるグローバルスタンダード、いわゆる従来のコモンローvs シビルローでは語りきれないものが発展してきているので、ここで入れさせていただきました。ということは、今、小川委員がおっしゃったように②のところは、コモンロー法体系やグローバルスタンダード等の国際仲裁実務、こういう英語での法律実務に精通した人材というふうに訂正するのがよいのではないかと思います。ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございます。この点は御異論ないと思います。上の記述に合わせて修正をしたいと思います。「3 人材育成」の部分について、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山本座長 よろしければ、続いて「4 仲裁専用施設の整備」というところですが、これは 9 ページから 11 ページの上の辺りまでであります、この仲裁専用施設の部分について御意見、御指摘があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○山本座長 それでは、引き続きまして最後、「第 4 仲裁振興事業の実施体制・連携」という部分です。11 ページの上から最後の 12 ページの下までですが、この部分について御指摘があればお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○山本座長 ありがとうございます。

これで一通り全体の報告書案については見ていただいたということになるかと思いますが、全体を通して何か御指摘の点、言い落とした点でも、コメントでも何でも結構ですので、もしあれば、この際お話しいただければと思います。いかがでしょうか。東委員、どうぞ。

○東委員 東でございます。最後の連携体制のところ、私の読み込みが足りないだけなのだろうとは思いますが、政府の関与の在り方、それから、海外の団体との連携の在り方と書いていただいている、それに加えて、日本国内での仲裁関連団体の中の民間の中での連携という話も、これまでの議論の中であったかと思えます。その点は今どう書いてあるかといいますと、例えば JCAA と JAA の間での、あるいは日弁連を含めた、今までも、もちろんいろいろされていらっしゃるわけですが、そこについては特に言及はしないということでしょうか。

○山本座長 12 ページの(2)の下の段落では、海外における広報活動においてはということですが、JCAA や JAA や関係省庁が連携した取組が欠かせないというような記述はありますが……。

○東委員 言わずもがなかもしれないのですが、今までの御議論の中でも、例えば人材育成といったところを見たときに、国内の仲裁関連機関が連携をして同じ方向を向いてやっていくのが大事ではないかというような御議論もあったかと理解しておりまして、もしお書きいただけるのであればそういったことも書いていただいてもよいかと個人的には考えました。

○山本座長 事務局はいかがでしょうか。

○宮崎課付 ありがとうございます。そこは、もし皆様がそれで御異論なければ記載をするような方向で検討させていただければと思っております。記載するとすれば、この(2)とかの辺りになりますかね。それも含めて検討させていただければと存じます。

○山本座長 いかがでしょうか。おそらく御異論はないことかというふうに思いますので。それでは、どこに、どういう形でという点は、恐縮ですがお任せいただくということで、今の趣旨について、どこかで何らかの形で書かせていただくことにしたいと思いま

す。他にはいかがでしょうか。報告書全体のどの点でも結構ですし、あるいは報告書と関わらないコメントでも結構です。小原委員、どうぞ。

○**小原委員** ありがとうございます。小原でございます。皆様方の貴重な御知見、それから委員の皆様、それから委員ではないインタビューを行って御協力いただいた方の御知見を踏まえて、大変良い内容の報告書ができたのではないかと思います。問題は、これから、これをどう実施していくのが非常に重要なポイントでございます。私は JAA の常務理事の立場で、特に広報・啓発を担っている委員会の委員長としまして、これを早く委員とも共有をして、何ができるのか考えていきたいと思っております。今、東委員から御指摘のあったような、他の国内の仲裁関係機関、JCAA を含め、日弁連も含め、どういう協力ができるのかを、どのようにコミュニケーションをしていくのかを考えております。また、報告書案に記載いただいている経産省様、それから法務省様との協力関係についても、積極的に活用させていただければと思っております。いろいろ今後とも御協力を仰ぐことがあろうかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○**山本座長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。松本さん、どうぞ。

○**松本国際課長** 国際課長の松本でございます。先ほどアジアあるいは東南アジア、ASEAN というものについての議論がなされたところでございますが、一点だけ、今後の文言調整の際に検討させていただきたい点としまして、最後の 12 ページの中段の辺りに ASEAN 地域における国際仲裁のうんぬんという文言があります。これの背景としまして、昨年 7 月に行った司法外交閣僚フォーラムの日 ASEAN 特別法務大臣会合のワークプランの中で、ここは地域限定で ASEAN 各国との間で国際仲裁・調停等の振興に関する活動を行っていきましょうというものを取り交わされておりますので、この部分につきましては、もしかしたら ASEAN というのを残していただく方がよいかもしれないと思いますが、それは今後の文言調整の際に、また座長と御相談させていただきたいと思っておりますけれども、情報提供させていただきます。

○**山本座長** ありがとうございます。東委員の御指摘も、ASEAN を絶対に除けという話ではもちろんないと思っておりますので、必要な部分については残しておくということは、もちろん可能でしょう。宮崎さん、どうぞ。

○**宮崎課付** 全体を検索させていただきましたところ「東南アジア地域」という文言は全部で 6 か所ございまして、まず 2 ページ目の上から 5 行目のところの右側の「とりわけ東南アジア地域」というところ。ここは、おそらく東委員の御指摘の趣旨ですとアジア地

域というふうにすべきということかと理解しました。同じページの一番下から3行目も同じような構造でして、ともに「アジア、とりわけ東南アジア地域」というふうに書かれている箇所が2か所目でございます。

続きまして、若干、飛びますが4ページ目に行きまして、4ページ目の「2 本実務研究会として考える今後の方向性」の上から3行目になりまして、「アジアにおける有力な拠点として提供するとともに、世界、とりわけ東南アジア地域」というふうに書いてあるところがございますが、ここは、もしかしたら御趣旨に照らし合わせると、世界、とりわけアジア地域とかということになるかとは思いますが。

次のページの5ページ目に行きまして、5ページ目の2段落目の「また」から始まる段落の4行目のところで、「③アジア・とりわけ東南アジア地域」というところも同じような修正の御意見かと思われました。

続きまして、少し飛びまして7ページ目に参ります。7ページ目が下から3行目に、「アジア、とりわけ東南アジアにおいて」というところが同じような文言で出てきます。それから次が、最後ですが、8ページ目の一番上の行になります。「司法外交の一環として、東南アジア諸国の」というところ。以上が東南アジアになっている部分です。

一方、ASEAN 地域につきましては、先ほど9ページ目で御指摘いただきました9ページ目の⑧のところと、あと先ほど課長の方から言及させていただきました12ページ目のところにある2か所ということになってございます。これらについて、御指摘を踏まえて文言調整をさせていただければと存じます。

○山本座長 ありがとうございます。高取委員、どうぞ。

○高取委員 ありがとうございます。高取です。今の御趣旨を敷衍すると、私も課長がおっしゃったように昨年のASEANの会議でシンガポールを含めたセッションのモデレーターも務めさせていただきましたが、広く捉えるのはもちろんいいのですが、やはりある程度スペシフィックに絞っていった方が、今後の課題につなげていきやすいと思うので、世界があつて、アジアがあつて、東南アジアがあつて、ASEANがあるという、そのポイントの絞り方で、このペーパーはよくできているのではないかと考えております。ですので、結論として先ほどのところの表現はそのままよいのではないかと考えていることです。

あと、2ページ目の、最初に議論があつた「とりわけコモンローを中心とする」というのは削除して、「現在グローバルに広く利用されているプラクティス」のところからずっと来て、「課題を抱えるアジア、とりわけ」と。これは、よく見ると国語的にとりわけの頭にとりわけが出てきているので、最初のところを「とりわけ」にすると、最後のアジアの頭は「中でも」にするとか、少しポイントを絞って、そこの表現の方は事務局にお任せしたいと思いますが、含む・含まれるでいうと、徐々にスペシフィックにして、ここもポイントを絞り過

ぎだということでないのであれば生かしてよいのではないかというのが私の考え方です。

○山本座長 ありがとうございます。確かに、ある程度絞っていくことはありうると。おそらく東委員の懸念は、2 ページ目のところは何か課題を抱えるところを指摘していて、要するに欠点を指摘しているので、その中でとりわけとなってしまうのはどうか、ということかと思います。

○東委員 そこは違和感があります。

○山本座長 そうですね。とりわけ東南アジアはひどいみたいなの、何かそういうニュアンスが表れるとすれば、これが、東南アジアの方に見られるとなると、そういうふうに思われるかもしれない。まあ、東南アジアに対して積極的に取り組んでいくのだというところは別にそれでいいのかもしれないので……小川さん、どうぞ。

○小川委員 何かを付け足すというわけではないのですが、アジアとか東南アジアという形でスペシフィックに書く場合は、限定とはいわないのですが、なぜそういった形で特定の国とか地域を指しているかという理由をできる限り書いた方がよいかと思います。

その元々の発端は、特に中山委員のコメントにありましたように、中小企業が海外進出をするというときに最初にターゲットになるのが、もし東南アジアだということであれば、その海外進出、あるいは輸入も含まれるかもしれませんが、そういった取引を円滑にするために、より優先度が高いといえますか。そういう形で、これから国際仲裁活性化について、外国との国レベルでの連携を行っていくときに、足掛かりとして動きやすい。高取委員のお話もありましたが、そういった形での優先度が高いですとか、それが日本企業の海外進出を後押しするとか、そういった意味での理由付けを加えると、比較的驚かずに済むかと思います。

その中で、先ほどの日 ASEAN の連携というのも、正にそういう既存の枠組みが、ある程度あるので、そういった必要性の上に乗って動きやすいというところがありますので、そういう意味で全てつながっているかと思いますが、いずれにしても少し言葉を補った方がよいかということは思いましたので、最後にコメントさせていただきました。

○山本座長 ありがとうございます。誠にごもつともな御指摘だと思いますので、どこかの部分にその趣旨、なぜアジアか、なぜ東南アジアかというところを明確にするように文言を加えることにしたいと思います。

○宮崎課付 承知しました。検討させていただきます。

○山本座長 他には、いかがでしょうか。特段よろしゅうございましょうか？

(異議なし)

○山本座長 それでは、これで全体についての御議論を頂いたということになります。若干の宿題は残りましたが、基本的にこの報告書案の記載については御賛同を得られたものというふうに理解いたしますので、基本的には、これで本研究会としての最終的な報告書の取りまとめというふうにしたいと思いますが、本日の御議論に基づく具体的な修正、あるいは今後中身について、日本語的な部分も含めて、見直したときに若干便宜的な文言的な修正というのも出てこようかと思いますが、恐縮ですけれども、その辺りにつきましては座長である私と事務局の方に御一任いただきたいというふうに思いますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。よろしいでしょうか？

(異議なし)

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、私と事務局とで相談の上、最終的な研究会の報告書として取りまとめをさせていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、この間8回にわたる研究会で積極的に、精力的に御議論を頂きまして、誠にありがとうございました。それでは、今後の流れについて事務局の方から御説明を頂きたいと思います。

○松本国際課長 今、座長から御説明いただきましたとおり、本日の御議論を踏まえて、座長において報告書を取りまとめていただいて、改めて最終版を事務局において皆様にお送りさせていただくとともに、内閣官房のホームページに掲載をさせていただきます。今後、この報告書については、関係府省連絡会議の幹事会に報告をさせていただき、同幹事会、そしてその親会である関係府省連絡会議における国際仲裁の活性化に関する政府としての今後の方針の立案に活かしてまいりたいと考えております。

今、座長からも御紹介がありましたが、昨年8月の第1回会合以来、本日を含めて全8回、さらに期日間も含めて合計17名の有識者の方々からヒアリングを実施いたしました。また、委員の皆様からも本日を含め3回にわたり充実した御議論を頂いたところであります。皆様、御多用の中、特に後半は、ひと月に2回といった頻度で会合を重ねていただきまして、非常に内容の濃い報告書を頂くことができました。改めて委員の皆様への御尽力に感謝申し上げます。また、座長を務めていただいた山本先生にも

事務局を代表いたしまして感謝申し上げたいと思います。共同事務局であります経産省、そして内閣官房からもそれぞれ一言頂戴できればと思います。

○吉川貿易振興課長 経済産業省の吉川でございます。先ほど座長からも、それから松本課長からもありました、第8回にわたりずっと積極的に御議論いただいたことを私からも感謝申し上げたいと思います。これからはインプリメンテーションが大事だということが小原委員からありました。正にそのとおりだと思います。こちらの報告書の第4にありますとおり、内閣官房取りまとめの下、関係省庁と連携して取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。簡単でございますが以上でございます。

○南部参事官 内閣官房の南部でございます。私の方からも、全8回にわたりまして活発に御議論いただきまして、内閣官房としても深く感謝しております。ありがとうございます。こちらの報告書にも今取り上げられましたように、内閣官房が関係省庁と連携して進めていくべきという記載を書いていたところでございます。この点も含めて、この報告書を受けて、今後しっかりと連携して、国際仲裁の更なる活用、活性化に向けて、政府として取り組んでまいりたいというふうに思っております。本当にありがとうございました。

○山本座長 ありがとうございます。最後に私からも一言御礼を申し上げたいと思います。委員の皆様方におかれましては、短期間だったと思いますが、濃密な御議論を頂いて、特に期日間でこれだけやりとりがある研究会というのはなかなか珍しいのではないかと思いましたが、活発に御意見、御議論等を行っていただきまして、大変充実した内容の報告書を作ることができました。

また、その原案の作成にあたっていただいた法務省をはじめ、事務局の皆様方、広範なヒアリングについてメモを作成したり、とりわけ外国語でのヒアリングもあったわけですが、それについてメモを作成していただいて、さらにその内容を的確に要約し、また、この研究会でのなかなか難しい議論もあったかと思いますが、最終的にこのような形で取りまとめに至ることはできたということで、私からも事務局の皆様方に心より感謝を申し上げたいと思います。小原委員から御指摘が正にあったように、これで仏が作られたと思っておりますので、あとは魂をそれに入れられるかどうかということが今後の問題になるということだと思っております。

ぜひ関係府省庁の皆様方にも連携して、この報告書が実現に向かっていくように、御尽力をお願いしたいと思いますし、さらに、この中には、民間の機関、JCAA や JAA といった仲裁関連の機関、さらには仲裁に関わる多様な企業もそうですし、我々研究者、実務家、そういった一人ひとりの努力ということも今後求められるということになるう

かと思ひます。ぜひ、この研究会が目的とした国際仲裁・国際調停の振興ということが果たされることを私からもお求めしたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは、これもちまして、我が国における国際仲裁の活用 of 着実な推進を考へる実務研究会は終了とさせていただきますと思ひます。本当にありがとうございました。

2 閉会